

令和 8 年 度 第 2 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

8 . 5 . 1 1

第 2 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和8年5月11日 午前 9時30分

2 開会日時 令和8年5月11日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和8年5月11日 午前10時20分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	畦 崎 友 梨	事務局長	向 原 学
推進委員	林 和 美	主 事	小 川 航 平
推進委員	重 見 信 夫	主 事 補	大 塚 芹 香
推進委員	西 山 雅 子		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第6号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第7号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第9号	農用地利用集積等促進計画(案)の作成について
報告第7号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第8号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
報告第9号	解約証書の受理について
報告第10号	農地法施行規則該当転用届について
報告第11号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
議案第10号	笠岡市農業委員会情報セキュリティポリシーの改定について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

3番委員

4番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から，令和8年度第2回の農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは，開会にあたりまして，会長から，一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から，第2回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に，本日の議事録署名人を3番天野委員さん，4番北村委員さん，よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長，よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは，議案第6号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」，関連がありますのでナンバー18号，19号を併せて上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー18号，19号でございます。〇〇，〇〇から〇〇に参ります3条の賃貸借権設定（50年間）でございます。</p> <p>本案件は，農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を借り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり，農機具は多数所有しております。農業には本人及び親族の計4名が従事予定であり，水稻を栽培予定とのことです。申請地は併せて〇反程であり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，ナンバー20号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー20号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー21号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー21号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人及び家族の計3名が従事予定であり、果樹、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、関連がありますのでナンバー22号、23号を併せて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー22号、23号でございます。〇〇、〇〇から〇〇に参ります使用貸借権設定（3年間）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人の農地を借り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は併せて〇反〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー24号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー24号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は数年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p>

	<p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー25号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー25号でございます。〇〇、〇〇から〇〇に参ります賃借権設定（11か月）でございます。</p> <p>本案件は、令和4年度に利用権にて賃貸借権が設定されたものですが、法人として借りるため、農地法第3条にて当初契約期間満了まで賃貸借権を設定するものです。</p> <p>譲受法人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には4名が従事予定であり、飼料用作物を栽培予定とのこと。申請地は〇ha程であります。農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー26号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー26号でございます。〇〇，〇〇から〇〇に参ります所有権移転（売買）でございます。</p> <p>本案件は，農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり，農機具は多数所有しております。農業には本人，家族3人が従事予定であり，水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇反程であり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，ナンバー27号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー27号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>本案件は，農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は長年の農業経験があり，農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり，野菜，果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。</p> <p>これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー28号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー28号でございます。〇〇から〇〇に参ります所有権移転(売買)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人のみが従事予定であり、野菜、果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇畝程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。 以上でございます。よろしくお願いいいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ナンバー2号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー2号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電装置設置用地でございます。 申請者は、申請地を太陽光発電装置設置用地として転用したいとのことです。 申請者は、自身の所有地を全て検討しましたが、パネルの設置に必要な面積、日照条件、周辺の営農状況等を考慮し、申請地以外に適している土地がなかったとのことです。

	<p>また、周囲は原野に囲まれている状態とのことです。</p> <p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、土地造成等を行わず現況のまま利用するため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、パネルの設置のみで建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ナンバー8号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー8号でございます。〇〇外2名から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(2年11ヶ月間)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区区分は第2種農地、転用目的は仮設道路でございます。</p> <p>借受人は〇〇地区の排水路改修工事の施工に伴い、重機・資機材の搬入路を確保する必要があるため、申請地〇筆を一時的に転用し、工事用の仮設道路として利用したいとのことです。一時転用期間は令和8年5月11日から令和11年3月31日までとしており、期間満了までに原状回復を行うとのことです。なお、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地は、盛土を行いますが、排水には十分留意し隣接地へ土砂が流出しないようにするとのことであるため、問題ないと思われます。工事の際に発生する汚泥水につきましては、建設排水路を使用するため、排水については問題ないと思われます。また、仮設道路の盛土高は平均0.5mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。</p>

	以上でございます。 よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー9号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー9号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(永年間)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天駐車場でございます。 借受人は、施設の駐車場について、現在十分な広さを確保できておらず、使用にあたり駐車場が不足する、車両間隔が狭く混雑するため車両乗降時に事故の危険がある等の理由により、申請地を利用したいとのことです。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、全面をアスファルトにより舗装するため、土砂の流出、たい積、崩壊の恐れはないと思われます。雨水につきまして、申請地はなだらかな勾配があるため、外周の既存排水路に流入され、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー10号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー10号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権

	<p>設定(3ヶ月間)でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆の一部、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は催事用地でございます。</p> <p>借受人は、地域活性化を目的とした有料イベント開催に伴い、会場を設置する場所を確保する必要があるため、申請地の一部を一時的に転用し、催事用地として利用したいとのことです。一時転用期間は令和8年7月1日から令和8年9月30日までとしており、期間満了までに原状回復を行うとのことです。なお、申請地は農用地区域内農地ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」に該当しているため、許可妥当としております。</p> <p>周囲の影響につきましては、施設設置敷地面にシート養生を実施、定期的な点検及び清掃をすることです。加えて強風・大雨の悪天候時には、必要に応じて使用制限または一時中止等の措置を講じ、安全確保に努めるとのことであるため、問題ないと思われます。雨水につきましては、毎日施設にシートをかけて終了し、急激な流出を抑えるとのことです。施設の排水につきましては、側道の排水溝へ放流することです。排水については問題ないと思われます。</p> <p>また、隣接農地までは十分な距離があるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。 よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第9号「農用地利用集積等促進計画(案)の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明にまいります。本計画案は、令和8年6月23日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3～5年の設定対象筆数が3筆、設定対象面積が27,695㎡、設定対象人数が1人となっております。また、耕作者の権利移転について、設定対象筆数が9筆、設定対象面積が15,119㎡、設定対象人数が1人となっております。</p> <p>これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区，○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，議案第 10 号「笠岡市農業委員会情報セキュリティポリシーの策定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本セキュリティポリシーは，昨今のサイバー攻撃や人為的なミス，災害などから情報を保護するため，地方自治法第 244 条の 6 及び総務省通知である「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針の策定について」に基づき，笠岡市農業委員会におけるセキュリティポリシーを定めるものでございます。</p> <p>本セキュリティポリシーは，令和 8 年 3 月末時点で事務局にて策定を進めてきたところですが，より実態に即した内容に見直しましたので，改定版として皆様にご承認をいただきたいものでございます。</p> <p>基本的には，笠岡市情報セキュリティ基本方針に準じる内容となっておりますが，農地の権利情報，農業者の個人情報，運営上の重要な情報など，農業委員会が保有する情報資産については，委員会としてポリシーを定めることが必要となっているものです。</p> <p>農業委員及び推進委員の皆様には，改めて情報セキュリティの重要性について認識をお持ちいただき，個人情報等の取り扱いには十分にご注意くださいますようお願いいたします。</p> <p>万が一，情報の漏洩やタブレット端末の紛失・盗難・破損・不調などが発生した場合には，事務局まで早急にご連絡ください。会長とも調整のうえ，適切に対応してまいります。</p> <p>農業者や市民の大切な情報を守り，委員会事務の信頼性を確保するため，ご協力をお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして，報告第 7 号「農作業等受委託契約書の受理について」，報告第</p>

	<p>8号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第9号「解約証書の受理について」、報告第10号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第11号「農用地利用集積等促進計画の認可・広告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
○番委員	<p>閉会前に、皆さんと協議したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>では、お願いします。</p>
○番委員	<p>今回の議題ナンバー8号で〇〇地区の排水路改修工事にあたって農地を一時転用する案件があり、始末書の提出がありました。着工前に農業委員会へ報告があれば、始末書を提出する必要がなかったように思います。農地以外の土地は、土地収用法という法律に準じて工事などが行えると思うが、農地には農地法が摘要されます。そのため、農地に係ることは農地法に準じてきちんと手続きを行い、工事等を行っていただきたいと考えます。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございます。私も、市が農地に係る改修・修繕・補修含む工事を行う際には農業委員会に上程するしないは別として、地元の農業委員や、該当地区の土地改良区の理事長には必ず事前に報告を行うよう意見したところです。</p>
○番委員	<p>○番委員の意見に続き、私の方でも以前同じような案件がありました。その際、農政水産課から担当課に対し、事の大小に関わらず必ず事前許可をとるよう徹底してもらおうこと、課内で本案件についての情報を周知するよう伝えてもらいました。しかし、また同じことが繰り返されてしまいました。今回のことも含め、担当課の方に申し入れ、繰り返さないよう徹底をしていただきたいです。</p> <p>事務局の考えはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>担当課へは複数回、許可申請を出すよう通知しています。</p>
○番委員	<p>担当課長を農業委員会の場に呼んで、経緯について説明してもらいたいと考えますが、どうでしょうか。</p>
会長	<p>では皆さん、次回の農業委員会に担当課長にも出席してもらい、現在農業委員会で今回問題になっている件の意見を聴取することについて、賛成でしょ</p>

	<p>うか。 (拍手多数) ありがとうございます。市と農業委員会とで意見を交換し、双方が納得のいくよう仕事が行えるといいですね。</p>
事務局	<p>それでは次回の農業委員会に、担当課の課長に出席していただくよう調整していきます。</p>
会長	<p>よろしくをお願いします。 その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 6月9(火)午前9時30分から 第1会議室</p> <p>(2) その他 ・次回申請書締切日5月22日(金)、議案発送日5月29日(金) それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>